

健康 福祉 部	福祉 のま ちづ くり 課	1 福祉のまちづくり課、地域医療推進課及び健康づくり推進課に係る事務の統一調整、経理並びに臨時職員の任免に関すること。				
		2 地域福祉の推進に関すること。				
		3 社会福祉法の施行に関すること（他課の分掌事務に係るものを除く。）。		1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。 3 同法第72条第1項及び第2項の規定による施設経営の取消し又は同条第3項の制限若しくは停止をすること。 4 同法第45条の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。	1 同法第20条の規定による指導監督にすること。 2 同法第56条の規定による監督にすること。 3 同法第58条の規定による監督にすること。	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。
		4 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊本県条例第16号）に基づく施策の企画及び総合調整に関すること。				
		5 民生委員に関すること。				
		6 地域福祉基金に関すること。				

		7 健康福祉分野の研修の企画及び調整すること。				
健康福祉部	地域医療推進課	1 地域医療の推進に関すること。				
		2 救急医療対策に関すること。				1 救急病院等の指定の告示に関すること。
		3 看護師等修学資金に関すること。		1 熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）第6条の規定により修学資金の貸与契約の解除又は貸与の停止をすること。 2 同条例第8条の規定により修学資金の返還をさせること。	1 同条例第7条及び第11条の規定により返還の債務の全部又は一部を免除すること。 2 同条例第9条及び第10条の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予すること。 3 同条例第12条の規定により修学資金の延滞利子を徴収すること。 4 熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和37年熊本県規則第55号）第4条の規定により修学資金の貸与決定及びその通知をすること。	1 同規則第3条の規定による貸与申請書等を受理すること。 2 同規則第8条の規定による借用証書を受理すること。 3 同規則第6条、第7条、第9条又は第10条の届出を受理すること。
		4 病院、診療所、助産所その他医療施設に関すること。		1 病院の開設等の許可をすること。 2 病院の開設等の許可を取り消し、又は閉鎖を命ずること。	1 病院その他の医療施設に対し報告を徴し、又は検査若しくは立入検査をすること。	1 医療法（昭和23年法律第205号）第67条の規定による弁明の機会の付与の手続に関すること。